

企業局だより

No.45

令和8年(2026年)
4月号

Contents

- ◆ 今年も水道週間「小学生の図画・習字展」の作品を募集します！
- ◆ 令和8年度(2026年度)の各事業会計予算がまとまりました
- ◆ 企業局経営懇話会委員を公募します
- ◆ 危険！線路内の歩行
- ◆ 漏水調査のお知らせ
- ◆ 直結増圧給水方式を知ってる？
- ◆ 非常用の散水栓について
- ◆ 水洗トイレで快適に過ごそう！
- ◆ 春は「お引越し」のシーズンです。水道も「お引越し」の手続きをお忘れなく！
- ◆ 水道・下水道・市電についてのご連絡・ご相談は下記どうぞ

今年も水道週間「小学生の図画・習字展」の作品を募集します！

今年も、水道週間「小学生の図画・習字展」を開催いたします。昨年同様、入賞作品を企業局庁舎(アクロス十字街)で展示するほか、入賞作品のうち最優秀作品および優秀作品を、市電の営業車両を1両まるごと使用して展示することを予定しております。

昨年は、666点のご応募があり、入賞作品62点を6月5日から12日までの8日間、企業局庁舎で展示し、そのうち最優秀賞8点、優秀賞24点を6月24日から7月13日までの20日間、市電に展示し、函館の街を駆け抜けました。

募集の詳細については、4月上旬に市のHPに公開いたしますのでご覧ください。
たくさんのご応募をお待ちしております。



※写真は、昨年の展示した様子です。

■お問合せ 経営企画課 ☎27-8766

令和8年度(2026年度)の各事業会計予算がまとまりました

地方公営企業の予算は、施設の維持管理や日々の営業活動に必要な収入と支出からなる『収益的収支』と新たな施設の整備や既存施設の改良に必要な収入と支出からなる『資本的収支』に分かれています。予算の詳細は、市のHPでご覧いただけます。

HPIは

■お問合せ 経理課 ☎27-8721

こちら



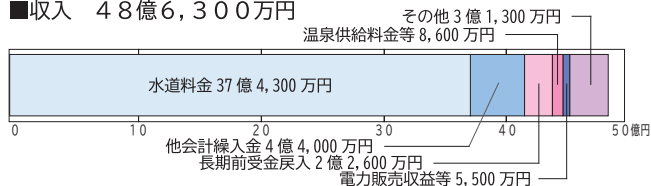
水道事業

令和8年度(2026年度) 業務の予定量

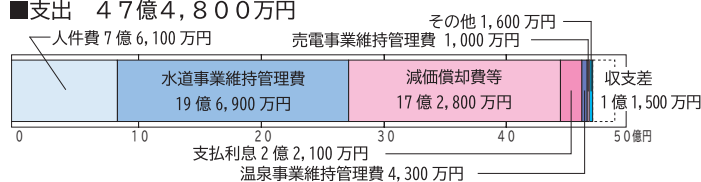
水道給水栓数	126,789栓
水道年間総配水量	31,937,500m ³
水道1日平均給水量	87,500m ³
温泉1日供給量	3,416m ³
年間販売電力量	1,471,655kWh

収益的収支

■収入 48億6,300万円



■支出 47億4,800万円

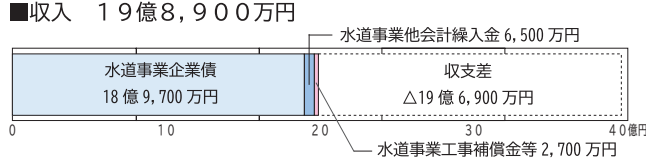


主な事業

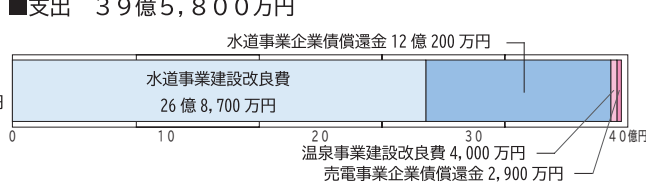
- 耐震性を考慮した老朽管対策および適正水圧確保のため、配水管4,510mを整備します。
- 温泉の安定供給を図るため、老朽化している温泉供給管263mを整備します。

資本的収支

■収入 19億8,900万円



■支出 39億5,800万円



資本的収支の不足額は、減価償却費などの企業内部に留保される資金で補てんします。

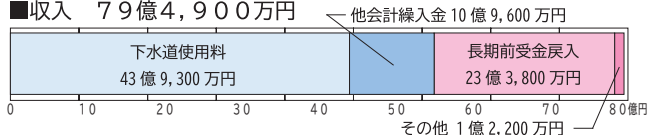
公共下水道事業

令和8年度(2026年度) 業務の予定量

排水戸数	115,331戸
年間総排水量	25,075,500m ³
1日平均排水量	68,700m ³

収益的収支

■収入 79億4,900万円



■支出 70億2,000万円

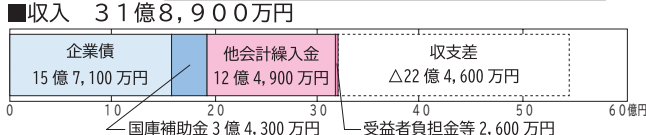


主な事業

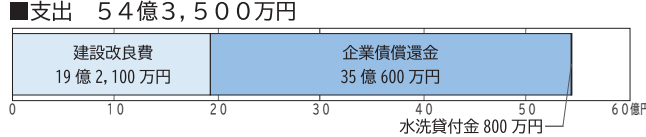
- 下水管きよの老朽管対策のため、下水管きよ2,135mを整備します。
- 港第1ポンプ所の電気計装設備や終末処理場の電気計装設備などを更新します。

資本的収支

■収入 31億8,900万円



■支出 54億3,500万円



資本的収支の不足額は、減価償却費などの企業内部に留保される資金で補てんします。

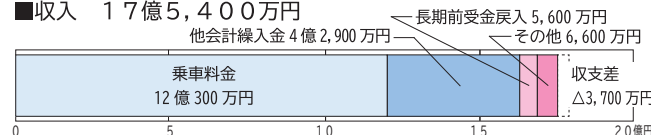
交通事業

令和8年度(2026年度) 業務の予定量

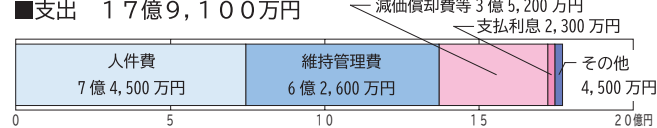
車両数	32両
年間走行キロメートル	814,676km
年間総輸送人員	5,346,796人
1日平均輸送人員	14,649人

収益的収支

■収入 17億5,400万円



■支出 17億9,100万円

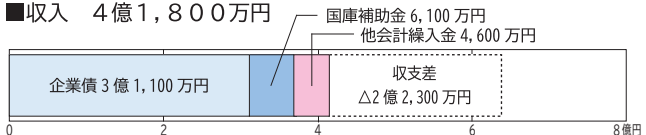


主な事業

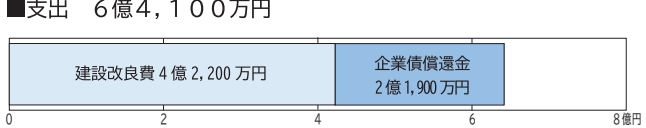
- 軌道の老朽化対策のため、軌道451mを整備します。
- 電力監視システムを更新します。

資本的収支

■収入 4億1,800万円



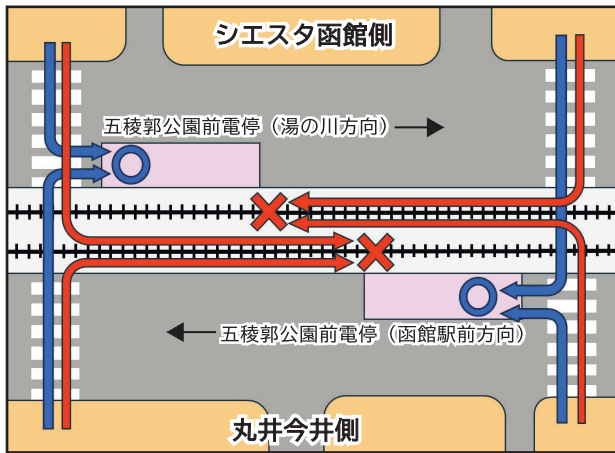
■支出 6億4,100万円



資本的収支の不足額は、減価償却費などの企業内部に留保される資金で補てんします。

危険！線路内の歩行

電車をご利用の際、線路内を歩行して電停に移動することは大変危険です。
必ず電停に接している横断歩道をご利用ください。



■お問合せ 安全管理課 安全推進担当 ☎32-1725

企業局経営懇話会委員を公募します

企業局では、水道・公共下水道・交通事業の経営に対する意見を求めることを目的として、企業局経営懇話会を開催しております。

今年5月に委員の改選期を迎えますので、当懇話会委員を公募します。

公募要領・応募用紙は、4月以降に担当課および市役所1階iスペースで配布するほか、市HPでも公開しますのでご覧ください。



■お問合せ
経営企画課
☎27-8766

直結増圧給水方式を知ってる？

聞きなれない直結増圧給水方式とは、配水管の水圧のみでは不足する圧力を補うために、増圧装置を設置することにより、10階程度までの高層階でも直結給水を可能とする方式です。

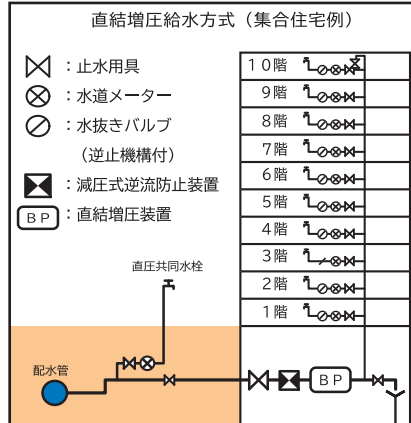
建物の用途や使用目的等により、設置できない場合があります。

適用条件など詳しいことは、市HPをご覧ください。

HPはこちら



■お問合せ 業務課給排水検査担当 ☎27-8743

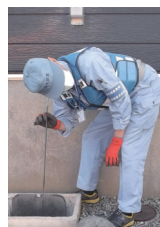


漏水調査のお知らせ

限りある水資源の有効活用や漏水による事故などを未然に防止するため、道路内の水道管からお客さまの敷地内にある水道メーターまでの漏水調査を行います。

腕章と身分証明書を携帯した企業局の受託事業者が各ご家庭に伺い、敷地内にある水道メーターに音聴棒をあてて漏水の有無を調べますので、ご理解とご協力をお願いします。詳しくは、下記担当へお問合せください。

■期間 5月頃 から 11月頃 まで
■時間 午前9時頃 から 午後5時頃 まで



※ この時間以外でご家庭の敷地内調査をすることはありません。ただし、道路では夜間も漏水調査を実施します。

■お問合せ
水道管路維持・温泉担当
☎27-8753

非常用の散水栓について

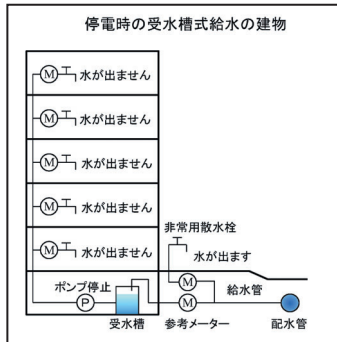
受水槽式給水の建物では、停電等により建物内に水を送るポンプが停止した場合、配水管からは送水されていても建物内では水が出なくなります。この場合でも、配水管に直接つながっている散水栓等が設置されていると、そこから水が出ますので、お住まいの方は、建物を管理している方に直結散水栓の有無等の確認をお願いします。

また、建物を管理されている方で直結の散水栓等の設置を検討されている場合は、指定給水装置工事業者へ相談してください。

非常用として設置する散水栓は、使用中止の届出をいただくことで、使用を予定していない期間の料金請求はいたしません。

使用の中止および開始の際は、必ずご連絡をお願いいたします。

■連絡先・お問合せ
散水栓の設置は、業務課給排水検査担当 ☎27-8743
使用の中止・開始は、水道お客さまセンター ☎27-8731



水洗トイレで快適に過ごそう！

下水道の処理区域に指定された区域では、3年以内にトイレを水洗化しなければなりません。

また、浄化槽を設置している方は遅滞なく浄化槽を廃止し、公共下水道へ接続替えしなければなりません。

工事は、函館市の指定排水設備工事業者にお申し込みください。工事に伴うトラブルを防止するため、工事内容や経費については工事業者と十分話し合い、見積書を忘れずにもらいましょう。

なお、企業局では、くみ取り便所の水洗化や浄化槽を下水道に切り替えるための無利子の貸付制度を設けていますので、貸付要件など詳しいことは、下記担当へお問い合わせください。




水洗便所改造資金

【貸付限度額】
大便器1基につき46万円
【返済方法】
40ヶ月以内の月賦償還

浄化槽切替資金

【貸付限度額】
20万円
【返済方法】
20ヶ月以内の月賦償還






■お問合せ 料金課調定担当 ☎27-4132


 **春** は「お引越し」のシーズンです。水道も「お引越し」の手続きをお忘れなく！


お引越しなどで水道を使用開始するときや使用中止するときは、忘れずに手続きされるようお願いいたします。

- 使用開始の届出が無い場合 → 止水することがあります。
- 使用中止の届出が無い場合 → 使用してなくても基本料金が発生します。(中止手続を遡ることはできません。)

お電話やインターネット、函館市公式LINEにてお申込受付していますので、ぜひ、ご利用ください。

お電話で申込み	LINEで申込み	インターネットで申込み
<p>お電話では、次のことをお申込みできます。 (できるだけ4～5日前までにご連絡をお願いします。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■水道・下水道の使用開始 ■水道・下水道の使用中止、一時的(1か月以上)な使用中止 ■函館市内での住所変更 ■使用者の名義変更 <p>函館市水道お客さまセンター ☎27-8731 函館市水道お客さまセンター 東部営業所 ☎86-3533</p> 	<p>「函館市公式LINE」では、次のことを24時間いつでもお申込みできます。 (翌営業日の処理になります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■水道・下水道の使用開始 ■水道・下水道の使用中止 ■水道・下水道の使用中止と開始の同時申込み  <p> こちらのQRコードから友達登録してください。</p>	<p>インターネットでは、次のことを24時間いつでもお申込みできます。 (翌営業日の処理になります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■水道・下水道の使用開始 ■水道・下水道の使用中止 ■水道・下水道の使用中止と開始の同時申込み  <p> 詳しいことは、市HPの留意事項などをご覧ください。</p>

 ※ お申込みにより水道の使用を開始される際は、函館市水道事業給水条例が給水契約の内容となっておりますので、あらかじめご了承ください。
函館市水道事業給水条例につきましては、左のQRコードから市のホームページをご覧ください。(企業局庁舎1階ロビーにも掲示しております。)

 **水道・下水道・市電についてのご連絡・ご相談は下記へどうぞ**

ご 用 件	市役所、湯川・銭亀沢・亀田支所の区域にお住まいの方	戸井・恵山・楸法華・南茅部支所の区域にお住まいの方
<ul style="list-style-type: none"> ○水道の使用開始・中止をするとき ○長期間水道を使用しないとき ○使用者の名義が変わるとき ○水道メーターの検針について ○水道の使用水量・料金について 	<p>水道お客さまセンター (受託者 第一環境株式会社) ☎27-8731</p>	<p>水道お客さまセンター東部営業所 (楸法華支所内) (受託者 第一環境株式会社) ☎86-3533</p>
<p>水道・ ○お支払い方法を変更するとき ○口座振替について ○水道料金等のお支払いに関する相談について</p>	<p>水道お客さまセンター (受託者 第一環境株式会社) ☎27-8734</p>	
<p>下 ○水洗便所改造等資金の貸付について</p>	<p>料金課 調定担当</p>	<p>☎27-4132</p>
<p>水道 ○水道の新設・改造工事や凍結・故障について</p>	<p>指定給水装置工事事業者 又は 水道修繕センター</p>	<p>☎83-2661</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○休日、夜間の水道の緊急修理について ○道路上での水道水の漏水について 	<p>水道修繕センター</p>	<p>☎83-2661</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○水洗トイレなど排水設備の工事や破損について 	<p>指定排水設備工事事業者 又は 下水道管理センター</p>	<p>☎31-7211</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○道路上に汚水があふれているときなど下水道の維持管理について 	<p>下水道管理センター</p>	<p>☎31-7211</p>
<p>市 ○市電の運行時刻、料金、お忘れ物について</p>	<p>電車事業課</p>	<p>☎52-1273</p>
<p>電 ○各種定期券の販売・料金について</p>	<p>駒場乗車券販売所</p>	<p>☎51-5171</p>
<p>○市電の乗車券、広告について</p>	<p>安全管理課 事業管理担当</p>	<p>☎32-1730</p>